

令和6年度

小平市提示型公募事業募集要項

(学生部門)

市が提示した事業テーマや地域課題について、
課題解決につながる事業の費用を補助します。

地域課題の解決につながる斬新な取組について
たくさんのご応募お待ちしております！



－ 目 次 －

1 小平市提示型公募事業の目的	1
2 募集内容	1
3 応募方法	2
4 選考審査	4
5 事業の全体の流れと日程	5
6 事業テーマ及び地域課	6
7 応募書類の記入方法	9

＜ 事業実施団体への主な支援内容 ＞

- ▶ 事業経費の一部を補助
事業資金が増え活動の幅が広がります。
- ▶ 事業の企画・運営の相談
→市の関係部署との協力や連携、会場の確保、広報のことなど、
事業実施に係ることを一緒に考え、総合的に支援します。
- ▶ 市報や市ホームページへの記事掲載
→市が広報を支援することで、効果的・効率的にPRできます。

1 小平市提示型公募事業の目的

市が提示した事業テーマ及び地域課題について、市民活動団体やボランティア団体等から提案を受け、課題解決につながる団体の事業について、事業費の全部又は一部を補助することにより、課題の解決を図るとともに、課題解決の担い手を見出し、地域自治のまちづくりの更なる推進を図ることを目的とします。

2 募集内容

1 対象事業

次の①から⑥までの項目を全て満たす事業です。

- ① 団体が自ら企画し、実施すること。
- ② 市の課題の解決に寄与するものであること。
- ③ 市内で実施すること。
- ④ 営利を目的としないこと。
- ⑤ 今年度、当該事業について、国、都、市から補助を受けていないこと。
- ⑥ 年度内(補助金交付年度内)に完了すること。

2 対象団体

次の①から⑤までの項目を全て満たす団体です。

- ① 公益的な活動を行っていること、又は行う見込みがあること。
- ② 市内に活動の拠点を有していること。
- ③ 定款、規則、会則などその他の組織の運営に関する基本的事項を定めたものを有していること。
- ④ 適正な会計処理を行っていること、又は行う見込みがあること。
- ⑤ 5人以上で構成されていること。

※次に該当する団体は、対象外です。

- ・宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- ・暴力団または、その構成員等の統制の下にある団体

3 補助金額及び補助率

- 学生部門(学生団体のみを対象とする部門)
→補助対象経費の全額(上限5万円)

※学生部門は、学生が積極的に地域に飛び出し、そこで研究資源を見出すような取組を支援する観点から、「一般部門」より募集する事業テーマを幅広く設定しています。

※学生団体とは大学等の学生を中心に構成された団体を指し、学生部門だけでなく一般部門(上限10万円)も選択することができます。

※補助対象経費とは、団体が企画する事業の実施に必要な経費のことで、団体の経常的な活動運営、構成員の賃金及び飲食に要する経費等は除外します。

4 補助対象期間

補助金の交付決定の日から令和7年3月31日まで（令和6年度実施）

5 補助金の交付決定

協働事業選考審査会において、書類審査及び面接審査(プレゼンテーション)を経て補助対象事業を決定します。

3 応募方法

必要書類を揃え、市民協働・市民活動推進(市役所1階)へ提出してください。

なお、提出する際は、必ず事前にご連絡(ご予約)をお願いします。

1 応募書類

- (1)「小平市提示型公募事業応募団体概要書」(別記様式第1号)
- (2)「小平市提示型公募事業企画書」 (別記様式第2号)
- (3)「小平市提示型公募事業収支計画書」 (別記様式第3号)
- (4)団体概要書の添付書類

- ・直近年度の団体の収支(決算)報告書
- ・申請年度の団体の予算書
- ・団体の定款、規則、会則等
- ・団体の会員名簿

※応募書類(1)～(3)は、市ホームページからダウンロードできます。

※応募書類は返却しません。

2 募集期間等

(1)募集期間

令和6年5月1日(水)～令和6年5月31日(金)

(2)受付時間

午前8時30分～午後5時(土・日・祝日を除く)

(3)受付場所

小平市 地域振興部 市民協働・男女参画推進課 (市役所1階)

3 公募事業説明会及び個別相談

事業の対象要件や応募書類の書き方等について説明会を開催します。説明会への参加は任意です。参加を希望する場合は事前に申込みをお願いします。その他、応募に関する個別相談(電話、面談)も随時行っています。お気軽にご相談ください。

公募事業説明会

・5月10日(金) 午後2時から 場所:小平市役所5階 505会議室

・5月22日(水)午後2時30分から 場所:小平市民活動支援センターあすぴあ

※5月22日開催の申し込みについては、小平市民活動支援センターあすぴあへ
(042 - 348 - 2104) ご連絡ください。

4 問合せ先

小平市 地域振興部 市民協働・男女参画推進課 市民協働・市民活動推進担当

電 話 : 042 - 346 - 9809(直通)

Eメール : dd0030@city.kodaira.lg.jp

4 選考審査

1 選考審査の方法

小平市協働事業選考審査会において、次の内容で選考審査を行います。なお、面接審査(プレゼンテーション)は、応募団体ごとに個別に行います。

▶ 選考審査会開催日:6月21日(金) 面接時間は、後日お知らせします。

(1) 応募書類による形式審査及び書類審査

(2) 面接審査(プレゼンテーション)

※応募団体による団体概要及び事業の説明と質疑応答(20分程度)

※各団体3名以内の出席をお願いします。

※他団体の面接審査(プレゼンテーション)は傍聴できません。

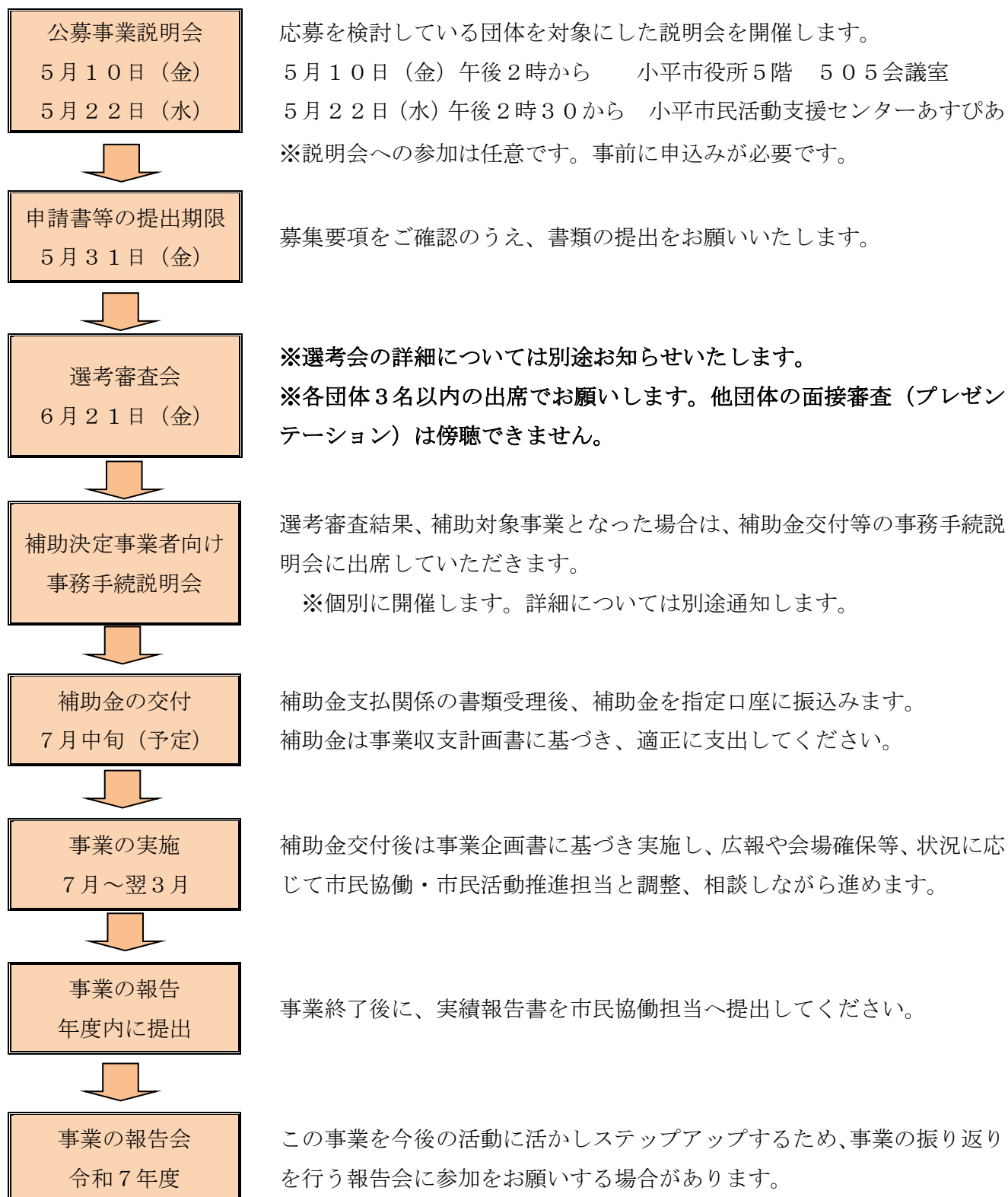
2 選考審査の基準

(1) 事業の目的	
① 公益性	事業目的が、社会的な課題や地域の課題などの解決に具体的に資するものである。
② 提示事業との整合性	事業目的が、提示内容と合致しており、地域課題の解決の担い手となり得る。
(2) 事業の内容(手法・やり方)	
① 自主性・自発性・自立性	事業内容が、自主的・自発的・自立的である。
② 企画の斬新性	事業内容に独自性や先駆性などがある。
③ 実行性・実現性	事業の日程や実施体制、収支計画が適切で実行性がある。
④ 収支計画の適正	事業の収支計画の項目や積算が適正に行われている。
⑤ 有効性・効果性	事業内容が、事業の目的を達成するのに有効的である。
⑥ 効率性・費用対効果が高い	事業内容が、事業の目的を達成するのに効率的である。
(3) 事業の成果	
① 成果性・効果性	事業の成果が、広く市民に還元され波及効果がある。(注)
② 将来性	事業に継続性があるとともに、事業実施後に自主的な活動による発展性・将来性がある。
(4) 事業意欲	
① 事業意欲	事業意欲が顕著であり、事業の説明(書類及び面接)に熱意、説得力がある。

(注) 団体内部(共益的)の事業は、不適合と判断する。また、一定の登録者を対象にするなど、対象を特定するものも不適合とする。

5 事業の全体の流れと日程

事業の全体の流れと日程については、以下のとおりです。選考審査会において、採択された事業については7月に補助金を交付します。実施団体は、市民協働・市民活動推進担当と調整や相談しながら事業を実施してください。事業実施後に実績報告書を提出してください。また、事業実施の翌年度、事業の振り返りとステップアップのための報告会に参加をお願いする場合があります。



6 事業テーマ及び地域課題

学生部門

事業テーマ	多様な担い手による地域コミュニティの活性化と地域自治の推進 【市民協働・男女参画推進課】
事業の目的	ライフスタイルが複雑化する現代社会においては、地域コミュニティの機能低下や人のつながりの希薄化が見られる一方、高齢社会、災害対策、子育て支援における地域コミュニティへの期待は高まっています。そこで、地域活性化への取組（例…居場所、地域おこし、育児・子育て支援、学びや成長を支える取組など）を通じて、地域の活性化と地域自治の推進を図ることを目的とします。

事業テーマ	自治会活動の活性化と加入率向上につながる取組の実施 【市民協働・男女参画推進課】
事業の目的	社会情勢の変化に伴って、高齢者への支援、防災・防犯など、住民の生活に直結する様々な課題が増えている現在、身近な地縁組織である自治会・町会は、地域の担い手として重要な存在となっています。 そこで、自治会に関するチラシやポスターの作成、周知・啓発活動などを通じて重要性をPRする取組みや、オンライン化に向けた講座の開催、ホームページの作成など、自治会のデジタル化につながる取組みを通じて、自治会活動の活性化と加入率の向上を図ることを目的とします。

事業テーマ	小川駅西口新公共施設等の開設に向けた気運醸成事業 【市民協働・男女参画推進課】
事業の目的	市では、令和8年度完成予定の小川駅西口再開発ビルに新たな公共施設を整備し、また、敷地の北西部には、約千㎡の広場を整備予定です。 これらの施設について、市では「本と多様な活動が重なり合う創造空間」等のコンセプトを掲げており、利用者の主体的なかかわりが本施設の魅力となっていくことを期待しています。その実現に向けて、市民団体等と市が連携することにより、本施設の周知・啓発及び地域の気運醸成が図られることを、本事業の目的とします。

事業テーマ	交流と消費の活性化による賑わい創出事業の推進 【産業振興課】
事業の目的	地域の特徴や個性を活かした販売イベント等を行うことにより、経済の市内循環を促進し地元住民と交流できる場の創出を目的とします。

事業テーマ	産学連携による地域にぎわい事業の推進 【産業振興課】
事業の目的	商店会や商工会による、大学や高校などとの連携により、学校や事業者、地域それぞれのメリットを創出し、地域内での連携を深める事と、商店会等での学生の回遊性を高め、滞在時間を増やすとともに、地元住民と交流できる場の創出を目的とします。

事業テーマ	地域が主体となる観光まちづくりの推進 【産業振興課】
事業の目的	「訪れたい、住み続けたい」の観光まちづくりを基本理念に、「玉川上水緑道」や「小平グリーンロード」等、魅力ある地域資源を活かした事業を支援することで、市民が地域に愛着を持ち、地域のにぎわいを創出することを目的とします。

事業テーマ	障がい者がスポーツに出会うきっかけづくり 【文化スポーツ課】
事業の目的	市民の誰もが気軽にスポーツを楽しみ、健康増進につなげる機会の拡大を実現し、スポーツをやりたくてもやれない市民を減らすような取組が求められます。しかし、障がいのある人は学校を卒業してからスポーツを行う機会が少なくなり運動不足になることが多く、地域の課題であると認識しています。この地域課題を解決するため、障がいのある人が、それぞれにあった形でスポーツに出会い、親しむ機会を創出するとともに、運動習慣の定着を図ることを目的とします。

事業テーマ	スポーツや文化のイベントを通じた地域におけるつながりの創出 【文化スポーツ課】
事業の目的	年齢、性別、障がいの有無や国籍に関わらず、それぞれの多様性を認め合うつながりの創出は日々重要性を増しています。多様な主体が集い、だれでも気軽に参加できるスポーツや文化のイベントを通じて地域とのつながりを創出すると共に、より暮らしやすいまちの実現を図ることを目的とします。

事業テーマ	地域の高齢者を見守り支えあう仕組みづくり 【高齢者支援課】
事業の目的	高齢者人口の増加に伴い、今後認知症高齢者の増加も見込まれることから、見守りボランティア、事業所、民生児童委員、地域包括支援センター等、地域における見守りネットワークの構築を目的とします。

事業テーマ	仮設ドッグランの運営について 【環境政策課】
事業の目的	たけのこ公園において公園アダプト制度を利用して、NPO法人がドッグランを運営しています。 しかし、市の西側地域には公園などにドッグランが無い状態です。そのため、市と市民活動団体等と連携し、公園に仮設のドッグランを設営し実施することにより、地域的な偏りの解消、来場者に対するイエローチョーク作戦やまちの環境美化条例など市の施策のPRをすることなどを目的とします。

事業テーマ	鷹の台公園予定地の活用 【水と緑と公園課】
事業の目的	市では、鷹の台公園を市民から親しまれる公園にするべく、整備に向けた検討を行っています。現在、閉鎖管理されている鷹の台公園予定地（小平市たかの台33）について、市民団体等との連携により、一般開放することを前提としたイベント等の事業を実施することで、鷹の台公園整備事業の周知・啓発及び地域の気運醸成を図ります。 また、事業の実施に当たっては、鷹の台公園予定地の現状及び環境を十分に考慮する事とします。

事業テーマ	市内中小規模公園の活用事業 【水と緑と公園課】
事業の目的	市内にある都市公園は、1,000㎡に満たない規模の公園が大多数であり、一部には、利用者が少なく有効に利活用されていない公園もあります。 このような中小規模公園を活用する事業を募集し、市民団体等に試験的に実施していただくことで、今後の公園活用の参考とすることを目的とします。 対象地は、中央公園を除く、小平市たかの台周辺地域の市立公園とします。

事業テーマ	学生による世代間交流の促進と地域の活性化 【市民協働・男女参画推進課】
事業の目的	学生が地域に積極的に飛び出し、市民や市民活動団体等と関わることで、世代間交流や新たなつながり、賑わいを創出します。若い世代の斬新な発想や視点を取り入れながら地域に愛着を持つ人を増やすとともに、地域の活性化を図ることを目的とします。

7 応募書類の記入方法

1 小平市提示型公募事業応募団体概要書

別記様式第1号（第8条関係）

（表）

見本

小平市提示型公募事業応募団体概要書

①団体名	▲▲▲の会サークル			
②団体の所在地 (事務所等)	住所(〒187-0032) 小平市小川町OT目〇〇—〇			
	電話		FAX	
	E-Mail			
③代表者	フリガナ 氏 名			
	住所(〒 -)			
	電話		FAX	
	E-Mail			
④連絡責任者	フリガナ 氏 名 ・代表者と同じ場合は「同上」			
	住所(〒 -)			
	電話		FAX	
	E-Mail			
⑤設立年月日	年 月 日 (設立 年)			
⑥主な活動分野	※裏面に例示した「主な活動分野」から1分野を選択 ※「18 その他」を選択した時は活動内容を具体的に記入			
	主な活動分野の番号() 18 その他()			
⑦会員数	人(うち小平市民の数: 人) ・名簿の添付要			
⑧主な活動実績 (活動予定)	※過去2～3年の間に行った主な事業を記入 令和4年10月 △△講座開催(88名参加)			
⑨主な活動地域	小平市内 (西部地域)			
⑩申請する部門の区分	※次の部門の区分から申請する区分を選択してください。 ■学生部門 (補助限度額:5万円) □一般部門 (補助限度額:10万円)			
⑪過去に提示型公募事業や市民活動支援公募事業に採択された事業	※直近3回の年度、事業名、事業概要等を記入してください			
⑫添付書類 (必ず添付)	① 直近年度の団体の収支(決算)報告書 ② 申請年度の団体の予算書 ③ 団体の定款、規則、会則等 ④ 団体の会員名簿			

※①～④までは必ず添付
※様式自由、総会資料などで可

2 小平市提示型公募事業企画書

見本

別記様式第2号(第8条関係)

項目番号
(市記載欄)

記入しないでください。

小平市提示型公募事業企画書

事業名称	〇〇〇の実施
団体名称	▲▲▲の会サークル
市が提示した 事業テーマ 又は地域課題	
<p>1 企画事業の目的・必要性 (どのような地域課題があるか、なぜこの事業が必要か、どのような市民サービスが図れるかなどを記入してください) (地域課題)災害に強いまちづくりのためには、学校と地域住民との連携が必要不可欠である。 (必要性)そのため、地域と学校が一体となって、将来を担う子ども達に楽しみながら防災を学ぶ取組を図っていくことが必要である。</p>	
<p>2 企画事業の実施内容</p>	
<p>(1)実施時期・期間(いつ) ※具体的な日程、期間を記入(予定でも可) 令和5年9月から11月頃に開催し、1月に事業の反省会を行う</p>	
<p>(2)実施場所(どこで) →できるだけ具体的な場所(予定でも)を記入 市内小学校を予定。(これから申込予定)</p>	
<p>(3)対象者(誰を対象に) 小平市内の子ども達</p>	
<p>(4)実施手法(どのような内容・方法で) ※できるだけ具体的に記入 美大生が制作した道具を用いた、新しく楽しい防災訓練。</p>	
<p>(5)他団体との連携 有(想定している団体等: 自治会・学校(青少対)・社会福祉協議会) ・ 無</p>	
<p>3 期待する事業成果 (実施することで、どのような成果があるかなどを記入してください) 将来起こるであろう大震災に備えた防災の必要性が重視されており、子ども達が防災を楽しみながら積極的に防災を学ぶことで、高い防災意識を持つようになり、将来的に地域と学校が一体となって防災組織の担い手の育成を図ることができる。</p>	
<p>4 事業成果の活用方法及び将来の展望 (どのように成果を捉え、どのように活用を図るかなどを記入してください) 今まで大学の授業の一環で行ってきたが、学校や地域と連携することで、今までと異なる視点での防災の取組を地域それぞれに根付かせていきたい。</p>	
<p>5 事業のアピールポイント (創意工夫や事業への思いなどを記入してください) 美大生が趣向をこらした、ゲーム感覚で学べる新しく楽しい防災訓練となっており、子ども達は遊びながら積極的に防災を学んでくれるようになる。 ※事業の独創性や特徴点など、特に伝えたいことを記述</p>	

3 小平市提示型公募事業収支計画書

見本

別記様式第3号(第8条関係)

(表)

小平市提示型公募事業収支計画書

①	事業名称	
②	団体名	

(収入の部)

	名称	予算額(円)	積算内容
③	自己資金(負担)	20,000円	
④	市・支援補助金	50,000円	
⑤	その他	円	
		円	
		円	
⑥	収入合計	70,000円	⑰と同額

(支出の部)

	名称	予算額(円)	経費の内容
⑦	諸謝金	10,000円	〇〇講師謝礼
⑧	交通費	円	
⑨	消耗品費	20,200円	絵の具、のり、マジック、インク、 スプレー、スタンプ台、用紙
⑩	印刷製本費	35,000円	ちらし印刷費(A4版・1000枚)、 冊子の印刷(300部)
⑪	通信運搬費	円	
⑫	保険料	4,800円	レクリエーション保険
⑬	使用料	円	
⑭	賃借料	円	
⑮	雑費	円	
⑯	その他	円	
		円	
		円	
⑰	支出合計	70,000円	

補助対象外の飲食費
などは記載しない

※この収支計画書に記載しきれない場合は、別に提出してください。

◆ 補助対象経費について

① 収入

< 参加費 >

- ・ 事業への参加費等については、公民館等における利用基準や配布する資料代などの直接的な経費などを基に判断します。

② 支出

< 全体 >

- ・ 団体の運営費、経常的な活動の経費は補助対象外です。
- ・ 領収書やレシート等で支出を確認できないものは補助対象外です。

< 諸謝金 >

- ・ 補助対象団体の構成員(会員、スタッフ等)や特定の人のみが参加する講演会などは、補助対象外です。
- ・ 補助対象団体の構成員への謝礼金、賃金等は補助対象外です。ただし、講演会等で団体構成員が講師となる場合は補助対象となる場合があります。

< 交通費 >

- ・ 事業実施に必要不可欠なもので、基本的に電車・バス等の公共交通機関を対象とします。交通費の金額については、市で積算しますのでご相談ください。
- ・ タクシー使用料は、事業実施に必要不可欠で、特別な理由がある場合が対象です。
- ・ 講師等の交通費は、講師の自宅等から会場までの往復の経費が対象です。遠方の講師に依頼する場合などは事前にご相談ください。
- ・ 団体の構成員の交通費で、公共交通機関から領収書が受領できない場合には、構成員からの領収書が必要です。
- ・ 構成員からの領収書の内訳欄には、利用日、利用理由、利用した交通機関及びその経路を明記してください。

< 消耗品費 >

- ・ 事業用の文具等の消耗品が対象で、備品購入経費は補助対象外です。
- ・ 記念品等の経費及び関係団体からの物品の購入は、補助対象外です。
- ・ 飲食物や食材の購入費は、原則補助対象外ですが事業の性質等により判断します。

< 印刷製本費 >

- ・ チラシ、ポスター、プログラム、報告書、写真の印刷等の作成経費は対象です。
- ・ 補助対象団体の事務所等で作成した場合でも領収書等が必要です。

<通信運搬費>

- ・切手、宅配便等の経費は領収書等で確認します。
- ・補助対象団体の構成員の自家用車による荷物等の運搬に係る経費(ガソリン代、運転者への謝礼等)は、原則として補助対象外です。

<保険料>

- ・事業実施に係る保険料等は対象です。(必要な損害保険などは加入すること。)

<使用料・賃借料>

- ・会場使用料及び機器借上料は、事業の実施当日及びリハーサル分のみが対象です。

<雑費>

- ・団体の構成員、構成員以外を問わず、飲食費は補助対象外です。ただし、講演会等における演台に置く飲料水等の経費は、妥当な額の範囲内で補助対象とすることができます。
- ・物品の提供(謝礼用や土産用)に係る経費は、補助対象外です。

【注 意 事 項】

※補助金の振込みは、交付決定後の7月中旬(予定)です。

※事業実施後の実績報告に基づき、余剰金や補助の対象外経費は返還していただく場合があります。

※収支計画書は、実績報告後に返還の請求が生じないように、適切に積算してください。

※小平市提示型公募事業の趣旨から適切でないと判断するものは、補助対象外となります。

※特別な事情がある場合やご不明な点は、事前にご相談ください。